

20 営利企業等従事、兼職・兼業

□ 概説

1. 職員は、任命権者の許可を受けなければ、①営利企業の役員等の地位を兼ねたり、②自ら企業を営んだり、③報酬を得て何らかの事業、事務に従事したりできない。（地公法第38条第1項）
2. 教育公務員については、特例として、教育に関する他の事業、事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合は、給与を受け、又は受けずに、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。
この場合、人事委員会が定める許可の基準による必要はなく、任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会＝地教行法第47条）の判断で許可できる。（教特法第17条）

□ 参考

＜昭和52年5月11日教職第124号県教育長から各市町村教育委員会教育長あて＞ 「要旨」
職員の営利企業等の従事及び兼職、兼業等について

1. 所属職員において、次に該当する場合には、勤務時間の内外を問わず、必ず事前に許可又は承認を受けること。
 - (1) 次に掲げる営利企業等に従事する場合は、許可を受けてなすこと。（地公法第38条）
 - ア 営利企業の役員等の地位を兼ねること。例えば、会社の取締役等に就任すること等。
 - イ 自ら営利企業を営むこと。例えば、私塾を経営すること等。
 - ウ 報酬を得て何らかの事業又は事務に従事すること。例えば、私塾の講師となり又は報酬を受け長期にわたり計画的、継続的に家庭教師に従事すること等。
 - (2) 次に掲げる兼職又は兼業をする場合は、承認を受けてなすこと。（教特法第17条）
 - ア 職員の身分に属する地方公共団体における教育に関する他の職を兼ねること（兼職）。
例えば、県立学校の教員が県立の学校以外の教育機関の講師を兼ねること等。
 - イ 教育に関する他の事業又は事務に従事すること（兼業）。例えば、私立の学校・各種学校の講師となること等。
2. 地公法第38条に定める営利企業等の従事の許可及び教特法第17条に定める兼職又は兼業の承認は、県費負担教職員にあつては市町村教育委員会が与えるものであること。
3. 営利企業等の従事の許可及び兼職又は兼業の承認にかかる申請手続及び許可又は承認の取扱いについては、次によること。
 - (1) 県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会の定めるところによることとなるが、当該定めのない場合は、県立学校職員に準じて取り扱われたいこと。
(営利企業等の従事の許可を受けようとするときは（様式営・兼1）、兼職又は兼業の承認を受けようとするときは（様式営・兼2）による。）
 - (2) 市町村教育委員会が営利企業等の従事の許可を与える場合、市町村教育委員会においてこれに関する定めのないときは、「営利企業等の従事制限の許可に関する規則」（別記1）に定める基準により許可されたいこと。なお、この場合にあつては、本来の職務の遂行に支障を生じ、教職に対する信用を傷つけるおそれのないよう特段の配慮をなすこと。
また、兼職又は兼業の承認を与える場合は、当該職員の職務の遂行に支障がなく、かつ教職に対する社会の信頼をそこなわない限り承認を与えること。なお、教育に関する他の事業若しくは事務の範囲については、「昭和34年2月27日文部大臣官房人事参事官あて人事院職員局長回答」（別記2）を参照のこと。
4. 市町村教育委員会教育長は、前年5月1日から翌年4月30日までの間に取り扱った営利企業等の従事の許可及び兼職又は兼業の承認について、（様式営・兼3）によりとりまとめ毎年5月20日までに県教育委員会教育長に報告すること。